# 水質汚濁防止法の届出について (記載例等解説資料)

## 目 次

1	7	水:	質污	5濁	防	止	法	の	届	出	1=	つ	い	て													
	(1)	J	届出	出の	種	類	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	(2)	J	届出	製出	係	条:	文	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
2	J	a l	出書	計記	載	例	•	記	載	上	の	注	意	事	項												
	- 4	诗:	定於	包設	設	置	(	使	用	•	変	更	)	届	出	書	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	• 7	有:	害物	勿質	貯	蔵	指	定	施	設	設	置	届	出	書	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22
	٠ إ	氏:	名等	手変	更	届	出:	書	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	29
	- 4	诗:	定於	包設	使	用	兖.	止	届	出	書	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	30
	• 5	承	継属	出	書	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	31
3	1	是	出	問	合	世:	先	•	•	•		•	•	•	•	•			•		•	•	•	•	•	•	33



## 静岡県生活環境課

(令和7年3月最終修正)

### 1 水質汚濁防止法の届出について

#### (1) 届出の種類

届出の種類	書類の様式	提出期日
特定施設の設置	・特定施設	工事着手予定
(法第5条)	様式第1号+別紙1~5+参考事項(別紙6)	61日以上前
特定施設の使用	(有害物質使用特定施設でない場合、別紙1の2は除く)	特定施設となった日から
(法第6条)	• 有害物質貯蔵指定施設等	30日以内
特定施設の変更	様式第1号+別紙7~10+参考事項(別紙6)	工事着手予定
(法第7条)	※変更部分について変更前、変更後の内容を対照させる。	61日以上前
実施制限期間短縮願	実施制限期間短縮願	
(法第9条)	<del>大</del> 旭间探 <b>为</b> [时丛相原	
氏名等の変更	C. A 始亦軍 兄 山 事	変更後
(法第10条)	氏名等変更届出書	30日以内
特定施設の廃止	性空长到 <i>(女</i> 字畅所贮葬化空长到) 在田家山豆山事	廃止後
(法第10条)	特定施設(有害物質貯蔵指定施設)使用廃止届出書	30日以内
承継	→ 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	承継後
(法第11条)	承継届出書+参考事項(別紙6)	30日以内

※届出に際しては、各種様式の他、図面等の添付が必要。 (記載例参考)

#### (2) 届出関係条文 (関係箇所を抜粋。)

#### 第5条(特定施設等の設置の届出) 特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置届

- …略…公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、…略…、次 の 事項(特定施設が有害物質使用特定施設に該当しない場合又は次項の規定に該当する場合にあ つては、第5号を除く。)を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 工場若しくは事業場において有害物質使用特定施設を設置しようとする者…略…有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする者は、…略…次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

#### (第3項の場合、次の1・2・4・5・6・9)

- 1 氏名又は名称及び住所、法人にあってはその代表者の氏名
- 2 工場又は事業場の名称及び所在地
- 3 特定施設の種類
- 4 特定施設(有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設)の構造
- 5 特定施設(有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設の場合のみ)の設備
- 6 特定施設(有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設)の使用の方法
- 7 汚水等の処理の方法
- 8 排出水の汚染状態及び量
- 9 その他環境省令で定める事項(主要なものとして、排出水に係る用水及び排水の系統)

※なお、第9条(実施の制限)の規定により、この届出は原則として工事着手予定日の61日以上前に提出が必要。

60日を経過する前に工事着手予定の場合は、「実施制限期間短縮願」を提出する必要がある。 実施制限期間の短縮を希望する場合は、問合せ先の健康福祉センターに相談の上、「実施制限 期間短縮願」を合わせて提出する。

#### 一実施制限期間短縮願について一

「実施制限期間短縮願」を提出すれば、必ず実施希望年月日に工事着手できるとは限らない。 健康福祉センターが内容について相当であると認めるとき、実施制限期間の短縮が承認され、 承認の通知が申請者へ送付される。

#### 第6条(経過措置) 特定施設(有害物質貯蔵指定施設等)使用届

一の施設が特定施設(有害物質貯蔵指定施設等)となつた際現にその施設を設置している者…略…は、当該施設が特定施設(有害物質貯蔵指定施設等)となつた日から30日以内に、…略…前条第1項各号、第2項各号又は第3項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

※届出に必要な事項は、第5条と同じ。

第7条(特定施設等の構造等の変更の届出) 特定施設(有害物質貯蔵指定施設等)変更届 第5条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第5条第1項第4号から第9号ま でに掲げる事項、同条第2項第4号から第8号までに掲げる事項又は同条第3項第3号から第6 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、…略…その旨を都道府県知事に届け出なけれ ばならない。

- ※特定施設の構造・使用の方法・汚水等の処理の方法などの変更に係る届出の義務を規定。
- ※設置届と同様、第9条(実施の制限)の規定により、この届出はこの届出は原則として工事着 手予定日の61日以上前に提出が必要。

第10条(氏名の変更等の届出) 氏名等変更届、特定施設(有害物質貯蔵施設等)使用廃止届 …略…届出をした者は、その届出に係る第5条第1項第1号若しくは第2号、…略…に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定施設(有害物質貯蔵指定施設等)の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※届出者の代表者等に変更があった場合届出が必要。 (工場長等が代表者の委任を受けて届出を している場合で、工場長等の変更があっても届出の必要無し)。

### 第11条 (承継) 承継届

…略…届出をした者からその届出に係る特定施設(有害物質貯蔵指定施設等)を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設(有害物質貯蔵指定施設等)に係る当該届出をした者の地位を承継する。 …略…届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※その他、相続・合併又は分割した場合も同様(同条第2項)。

- ※「承継した者」とは、
  - ・特定施設を譲り受けた者、借り受けた者
  - ・特定施設の届出をしている者(個人)について、相続が生じた場合の相続人
  - ・特定施設の届出をしている法人が合併した場合、合併により設立した法人又は合併後存続する法人
  - ・特定施設の届出をしている法人が分割した場合、分割により当該特定施設を承継した法人
- ※特定施設の届出をしている法人が、特定施設を設置していない法人を吸収合併する際に、社名を変更するケースがあるが、この場合は、「承継」ではなく、単なる「社名変更」であるため、「氏名等変更届出書」の提出が必要。

様式第 1 (省令第 3 条関係) (表面) 様式第 9 号(条例規則第18条関係) (表面)

$\left(1\right)$	) !	持定施設 <del>(有害物質貯蔵</del>	<del>指定施設)</del> 設置( <del>依</del>	<del>E用、変更</del> )	届出書	
静岡	別県	·知事 〇〇 〇〇 様 /		令和	○年 ○月	〇 日
(2)	香汚	不要な部分は 抹消線で消す。	届出者 フリガナ 00や 氏 名 00c gvennity ) がれますと	VOOVOOfait <b>県</b> ○○市○○町× Y <sup>*</sup> クカズンキガイシャ	3	
<del>静</del>	<del>明,</del> 字传	生活環境の保全等に関 <del>する条例第35条(第36条、 物質貯蔵指定施設)</del> について次のとお	<del>、第36条の2、第37条、第38条)</del> り届け出ます。	} の規定により	、特定施設	
工場	易	又 は 事 業 場 の 名 称	○○金属㈱静岡工場	※整理番号		
工場	<u> </u>	又は事業場の所在地	〒○○○-○○○ ○○市○○町×-×-×	※受理年月日	年 月	日
水濁洗	県生活	特 定 施 設 の 種 類	65 酸又はアルカリによ る表面処理施設	※施設番号		
水濁法第5条第1項	活環境保	有害物質使用特定施設の該 当 の 有 無	有	※審査結果		
第 1	全条	△ 特 定 施 設 の 構 造	別紙1のとおり。	※ 備 考		
垻	例第35	△特定施設の設備(有害物質使用 特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。			
	35 条	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。			
関係		△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。			
尔	-	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。			
		△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙5のとおり。			
系水濁	県生	有害物質使用特定施設の種類				
法第二	活環	△有害物質使用特定施設の構造	(7)			
系	境保全条	△有害物質使用特定施設の使用の 方				
項	例第	△汚水等の処理の方法				
	築	△特定地下浸透水の浸透の方法				
関		△特定地下浸透水に係る用水及び 排 水 の 系 統				

水質	具 有害物質使用特定施設又は 有害物質貯蔵指定施設の別	□ 有害物質使用特定施設 □ 有害物質貯蔵指定施設	
大野 5 大野 5 大野 5	古	別紙7のとおり。	
水濁法第5条第3項	具 有害物質使用特定施設又は 有害物質貯蔵指定施設又は 有害物質使用特定施設又は 有害物質貯蔵指定施設の構造 △有害物質使用特定施設又は有害 物質貯蔵指定施設の設備	別紙8のとおり。	
3	物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙9のとおり。	
	の2 △施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙10のとおり。	

- 備考 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第1及び 静岡県生活環境保全等に関する条例施行規則別表第6に掲げる号(項)番号及び名称を記載すること。
  - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質 使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
  - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
  - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。 なお、可能な限り同一図面等の中に複数の記載を行うことで、図面等の数は必要最低限とすること。
  - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 6 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

## ◎ 記載上の注意事項(様式第1号)

令和2年12月28日より押印不要。 (県条例は令和3年4月1日より押印不要)

重要事項 届出部数:3部

内訳(県:1部、市町:1部、届出者:1部)

確認事項:本社の名前が書かれているかどうか。

委任状が必要な場合、委任状が添付されているか。

(委任状に代表者印が押されているか。)

- ① 特定施設設置(使用、変更)届出書
- ② 該当条項
- 該当しない字句は (<del>-----</del>) で抹消する。
- ・新規の特定事業場(初回の届出)の場合:特定施設設置届出

該当条項→法第5条第1項(条例第35条)

・特定施設の増設や更新を伴う変更の場合:特定施設設置変更届出

該当条項→第5条第1項及び第7条

(条例第35条及び第38条)

- ・特定施設の増設や更新を伴わない変更の場合:特定施設変更届出 (排水処理施設、排水量、排水経路のみの変更) 該当条項→第7条該当(条例第38条)
- ・有害物質の地下浸透施設設置の場合:特定施設設置届出

該当条項→第5条第2項(条例第36条)

・経過措置の場合:特定施設使用届出

該当条項→第6条該当(条例37条)

- ③ 届出者
- ・氏名及び住所を記入する。
- ・法人にあっては、本社の住所、社名及び代表者の職名・氏名を記載する。
- ・工場長等の代理者に届出手続きを委任している場合には、届出者欄には工場長等の代理者の職名、 氏名を記載の上、委任状を添付する。
- ④工場又は事業場の名称
- ・略称等ではなく、正式な名称で記載する。
- ⑤工場又は事業場の所在地
- ・当該事業場の所在地を記載する。
- ⑥特定施設の種類
- ・当該事業場に設置されている全ての特定施設の番号及び名称を記載する。
- ・特定施設の番号及び名称については、「水質汚濁防止法施行令別表第1」及び「県生活環境の保 全等に関する条例施行規則別表第6」を参照のこと。
- (7)「水質汚濁防止法第5条第2項」及び「県生活環境保全条例第36条」関係
- ・有害物質使用特定施設からの排水を地下浸透させようとする場合のみ(但し、原則禁止)記載する。通常はないので抹消する。
- ⑧「水質汚濁防止法第5条第3項」及び「県生活環境保全条例第36条の2」関係
- ・有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設の設置変更する場合記載する。

## 特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	1 A-1	A-2
特定施設号(項)番号及び名称	(2) 65 酸アルカリによる表面処理施設	65 酸アルカリによる 表面処理施設
型 式	3 連続コンベア式	連続コンベア式
構造	4 ステンレス製角型槽	ステンレス製角型槽
主 要 寸 法	12m×1. 7m×1mH	15m×1.7m×1mH
能力	5 5 0 0 0 個/時	5000個/時
配置	6 添付資料図-1のとおり	添付資料図-1のとおり
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	平成10年 7月 10日	令和 4年 8月 8日
工事完成予定年月日	平成10年 7月 17日	令和 4年 8月 15日
使用開始予定年月日	平成10年 7月 20日	令和 4年 8月 16日
その他参考となるべき事項	同一施設の数: 3基(今回変更なし)	同一施設の数: 1基 (今回新設)

備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

<sup>2</sup> その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

### ◎ 記載上の注意事項(別紙1「特定施設の構造」)

#### 重要事項

- 今回届出対象の特定施設だけではなく、既設の特定施設を含めて全て記載する。
- ・特定施設に変更がある場合には、変更前と変更後を対比させて、変更事項が分かるように記載する。
- ① 工場又は事業場における施設番号
  - ・当該特定事業場で用いている施設番号や名称があれば、記載する。特になければ記載の必要はない。
- ②特定施設番号及び名称
  - ・「水質汚濁防止法施行令別表第1」及び「県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第6」を参照の上、記載する。

#### ③型式

- ・具体的な装置名、メーカー型番号等を記載する。
- ④ 構造
  - ・装置の材質等を記載する。
  - ・特定施設の構造の説明に当たっては、適宜、平面図、断面図等を添付する。

#### ⑤能力

生産能力、処理能力、容量等を記載する。

#### 6 配置

・建屋内のどの位置に特定施設があるか、図面の添付等により明らかにする。

(別紙3特定施設の使用方法の「設置場所」には、どの建屋に特定施設があるかを記載する。) ※両方の状況が分かれば、同一の図面でもよい。

#### ⑦設置年月日等

- 特定施設使用届出(経過措置)の場合は、設置年月日を記載する。
- ・**重要事項**:工事着手予定年月日が市町の受付日より 61 日以上先であること。市町の受付日 と工事着手予定日の間が 60 日間無い場合には、「実施制限期間短縮願」の提出 が必要となる。
- ・工事着手年月日~使用開始年月日処理施設の改造等がない場合は、最終の工事に係る年月日を記載する。
- ⑧ その他参考となるべき事項
  - ・同一施設の数等を記載する。
  - ※図面を添付する場合には、できる限り特定施設の配置図、用排水の経路及び排水処理施設の設置場所等を同一図面で説明すること。図面は極力A3版以内の大きさとすること。
  - ※特定施設の数が多い場合には、当該様式には記載せず、適宜、特定施設の一覧表を作成の 上、添付しても差し支えない。(別紙2「特定施設の使用の方法」も同じ)

## 特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号	A-2	
特定施設号(項)番号及び名称	65 酸アルカリによる 表面処理施設	
設備	地上配管	2
構造	ステンレス製	3
主 要 寸 法	Ф 50 mm × 5 m	4
配置	添付資料図ー1のとおり	5
設 置 年 月 日	年 月 日	年月日
工事着手予定年月日	令和 4年 8月 8日	年 月 日
工事完成予定年月日	令和 4年 8月 15日	年 月 日
使用開始予定年月日	令和 4年 8月 16日	年 月 日
その他参考となるべき事項	同一施設の数: 1基 (今回新設)	6

備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。

2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

## ◎ 記載上の注意事項(別紙1の2「特定施設の設備」)

#### 重要事項

- ・有害物質使用特定施設に該当しない場合、提出する必要なし。
- ・今回届出対象の特定施設だけではなく、既設の特定施設を含めて全て記載する。
- ・特定施設に変更がある場合には、変更前と変更後を対比させて、変更事項が分かるように 記載する。
- ①工場又は事業場における施設番号、特定施設番号及び名称
  - ・別紙1「特定施設の構造」を参照のこと。

#### ②設備

・施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載する。

#### ③構造

- ・設備の材質を記載する。検知設備がある場合には記載する。
- ④主要寸法
  - ・設備のうち主なものの寸法を記載する。
- ⑤配置、各年月日
  - ・別紙1「特定施設の構造」を参照のこと。
- ⑥その他参考となるべき事項
  - ・有害物質を含む水が流れない場合、構造等に関する基準が適用されないので、その旨を記載する。

## 特定施設の使用の方法

エお	場 又 は 事 業 場 に け る 施 設 番 号	(1) A-	-1	A	1-2			
特別	定施設号(項)番号及び名称	65 酸アルカリに 表面処理施記		65 酸アルカリによる 表面処理施設				
設	置場所	添付資料図-	-1のとおり	添付資料図	一1のとおり			
操	業の系統	<b>1</b>	カリ脱脂→ 燥→製品		酸洗浄→			
使	用時間間隔	連	続	Ì	<b>車続</b>			
1	日当たりの使用時間	8 #	寺間	8	時間			
使	用の季節的変動	3 ts	l	7.	<b>L</b>			
の利	材料(消耗資材を含む。) 重類、使用方法及び1日当 りの使用量	アルカリ系脱脂剤	10 g/L	硝酸 5 L/日				
汚	種類・項目	通常	最大	通常	最大			
水	рН	9.0~12		3.5~4.0				
等	BOD (mg/L)	1 3	1 6	1 0	1 5			
0)	SS (mg/L)	1 0	1 5	1 0	1 5			
汚	nーヘキサン (mg/L)	3	5	3	5			
染	3 N (mg/L)			5	1 0			
状態	5							
Ý	5 水 等 の 量 (㎡/日)	6 通 常	最大	通常最大				
その	の他参考となるべき事項	30 汚水等の量について である。(今回変見		(今回新設) 7	5 5			

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

### ◎ 記載上の注意事項(別紙2「特定施設の使用の方法」)

### 重要事項

- ・今回届出対象の特定施設だけではなく、既設の特定施設を含めて全て記載する。
- ・特定施設に変更がある場合には、変更前と変更後を対比させて、変更事項が分かるように記載する。
- ・ 土壌汚染対策法の関連で4分についてはできる限り詳しく記載すること。
- ① 工場又は事業場における施設番号、特定施設番号及び名称
- ・別紙1「特定施設の構造」を参照のこと。
- ② 操業の系統
- 特定施設を含む操業の系統について記載する。
- ③ 使用の季節的変動
- ・使用時間等に季節的変動がある場合に、その状況を記載する。
- ④ 原材料(消耗材料を含む)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量
- ・特定施設を含む作業工程において、使用する原材料(消耗材料を含む)の種類、使用方法及び1 日当たりの使用量について、記載する。
- ・特に有害物質、重金属を含む原材料等は確実に記載する。
- ⑤ 汚水等の汚染状態
- ・当該特定施設から排出される汚水、廃液等について、pH、BOD(又はCOD)、SSの他有害物質や重 金属を使用している場合は、それらの項目についても記載する。
- ・汚水等を循環使用又は業者回収する場合にも、汚染状態を記載する。
- ・実測データに即して記載できない場合には、計算値等により記載する。
- ⑥ 汚水等の量
- ・当該特定施設から排出される汚水や廃液等の量を記載する。(当該特定事業場全ての排水量でないので、注意すること。)
- ・汚水等が循環使用されている場合や廃棄物として業者回収される場合は、その旨と、回収、引き 抜き等の頻度や量を、「その他参考となるべき事項」欄に記載する。
- ⑦ その他参考となるべき事項
- ・上記の内容の他に、当該特定施設以外の施設及び工程等で有害物質を使用している場合に、その 物質名や使用量を記載する。

## 汚水等の処理の方法

工	場又に	+ 車	業場	に								
上お	かる		光獨	に 号	$\begin{pmatrix} 1 \end{pmatrix}$							
処	 理	施施	<del>2 B</del> 設	の		 添付資料		とおり				
設	置		易	所	$\binom{2}{2}$		. —					
設	置	年	月	H		年	月	日		年	月	日
工	事着手	予 定	年月	日	<b>)</b>	年	月	日		年	月	日
	事 完 成			日	3		月	日		年	月	日
使	用開始	予 定	年月	日		年	月	日		年	月	日
種	類 及	び	型	式	生物	処理装置	散気ばっ	き式		中和旅	施設	
構				造		鉄筋コンク	フリート製			FF	RP製	
主	要	_	寸	法		16 m×8	3 m× 5 m			$3\mathrm{m} \times 4$	l m×2 m	
能				力		1 3 0	O m³/日			130	0 m³/日	
処	理	の	方	式	4	標準活性	汚泥処理			F	后左	_
処	理	0	系	統		付資料図-				F	左	
集	水及び	導 水	の方	法	添	付資料図-	-1のとお	· り		F	7左	
使	用時	間	間	隔	$\sum_{i} 5$	連	続			F	方左	
1	日当た	りの値	更用 時	間		2 4	時間			F	7左	
使	用の	季(	節 変	動		な	L			た	r L	
消	耗	資	材	$\mathcal{O}$		_	問整剤				調整剤	
1	日当		り	<i>O</i>	$\begin{pmatrix} 6 \end{pmatrix}$		ОН				<b>於酸</b>	
用	<u>途</u> 別	使	用	量	\ <del>=</del>	450	ı	T.	/→		0 k g	T.
汚	種 類	•	項	目	通 処理前	常知细丝	最初細節	大加细丝	通知細節	常知细丝	最初细前	大
水		рΗ			3.5~4.0	5.8~8.6	处连削	处 垤 饭	处 连 削 9∼12	25.8~8.6	25 连 削	<u></u> 连 该
等	B	OD (m			1 2 0	2 0	150	2 5	1 5	1 5	2 0	2 0
$\mathcal{O}$	l I	S (mg			4 4 0	4 0	5 1 5	5 0	3 0	3 0	4 0	4 0
汚	n^	キサン	(mg/L)		1 5	3	2 0	5	1 5	3	2 0	5
染			個/cm3)	)	<3000	<3000	<3000	<3000	<3000	<3000	<3000	<3000
状	3 1	N (mg	/L)		5	3	10	5	5	3	10	5
態		$\overline{}$										
及		7)										
び 量	量	(m <sup>3</sup> /	′目)		100	100	150	1 5 0	4 0	4 0	5 5	5 5
#	至	\ /	F/				1 1 5 t	100	10			
	さの種類				$\binom{8}{8}$	余剰汚泥と	浮上スカム 水後、産業	堯			9	
排	出水の	り排	出方	法		図―1のと		<del></del>	排出口数 同左	1	<b>}</b>	
その	の他参考	となる	べき事	耳	変更なし				変更なし			

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

- 2 排出水の排出方法の欄には、排出口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。
- 3 参考の欄には残さ処理委託先業者名を記載すること。

## ◎ 記載上の注意事項(別紙3「汚水等の処理の方法」)

#### 重要事項

- ・当該特定事業場に設置されている全ての排水処理施設について、記載する。
- ・特定施設ごとの処理ではない。
- ・増設等がある場合には、既設分についても記載する。
- ①工場又は事業場における施設番号
  - ・当該特定事業場で用いている施設番号や名称があれば、記載する。なお、特になければ記載の必要はない。
- ②設置年月日
  - ・排水処理施設が設置された年月日を記載する。
- ③工事着手年月日~使用開始年月日
  - ・処理施設の改造等がない場合は、最終の工事に係る年月日を記載する。
- ④処理の系統
  - ・処理のプロセスを簡潔に記載する。 (別紙による説明も可能)
- ⑤集水及び導水の方法
  - ・各汚水の処理施設までの集水及び導水の方法について、記載する。
- ⑥消耗資材1日当たりの用途別使用量
  - ・汚水等の処理施設において、中和、凝集、酸化その他の反応の用に供する消耗資材の1日 当たりの用途別使用量を記載する。
- ⑦汚水等の汚染状態及び量
  - ・当該処理施設で処理される汚水等の処理前と処理後の水質及び水量を記載する。
  - ・処理施設を通らない冷却水等がある場合には、必ずしも、当該特定事業場全体の排出水量 及び水質と同一の数値になるとは限らない。
  - ・実測データに即して記載できない場合には、計算値等により記載する。
- ⑧残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法
  - ・汚水等の処理によって生ずる残さの種類(浄化槽汚泥、金属スラッジ等)、及び1月間の 種類別生成量並びにその処理の方法の概要を記載する。
- ⑨排出水の排出方法
  - ・排出口の位置及び数を記載する。(別紙の図面による説明も可能)
- ※汚水等の処理方法の説明に当たっては、適宜、処理施設の平面図、断面図、排水処理のフローシートを添付すること。

## 排出水の汚染状態及び量

		$\sim$			(-1				
工場なけ	工場 又は事業場に(1) 総合排水口(変更前) 総合排水口(変更後) おける施設番号(1)								
排	15 VT -T 1	通常	 最 大	通常	最 大				
191	рН	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6				
111	BOD (mg/L)	1 5	2 0	1 5	2 0				
出	S S (mg/L)	3 0	4 0	3 0	4 0				
	n-ヘキサン(mg/L)	1 0	1 2	1 0	1 2				
水	大腸菌群数(個/cm3)	< 3 0 0 0	< 3 0 0 0	< 3 0 0 0	< 3 0 0 0				
の	3 N (mg/L)			3	1 0				
汚	2								
染									
状									
態		and the		) - N					
排出力	水の量 ( m ³ / 目 ) <b>(</b>	3 通常	最 大	通常	最 大				
		200	2 5 0	2 2 0	270				
		排出水の排出先		排出水の排出先					
$\left \binom{4}{}\right $		(○○川) を経て		(○○川) を経て					
その他	1参考となるべき事項	<b>(▲▲▲</b> )	Ш ~	<b>(\Lambda\Lambda\Lambda</b> )	∭ ∽				
			<del>海</del>		<del>海</del>				

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

### ◎ 記載上の注意事項(別紙4「排出水の汚染状態及び量」)

#### 重要事項

- ・工程排水のみならず、冷却水や生活系排水等も含む。
- ・雨水専用口もあれば記載。(通常0でよい)
- ・当該特定事業場から公共用水域に水を排出する全ての排出口について、各々排出口別に記載する。
- ・特定施設に変更がある場合には、変更前と変更後を対比させて、変更事項が分かるように記載する。

#### ①工場又は事業場における施設番号

・当該特定事業場で用いている施設番号や名称があれば記載する。(図面等の表示と一致させること。)

#### ②排出水の汚染状態

- ・pH、BOD (又はCOD)、SSの他、当該特定事業場で使用している有害物質及び重金属並びに 処理施設で処理をしている物質等について、各項目の水質の通常値(通常の操業状態の平 均的な数値)と最大値を記載する。
- ・業者回収やクローズドシステム等によって、廃液が排出水として、通常排出されない場合 であっても、工場内で使用する物質等を記載する。

(通常、最大とも定量下限値未満、例えば「0.005未満」として扱うのが一般的)

・実測データ等に即して記載できない場合でも、計算値等から必要事項を必ず記載する。

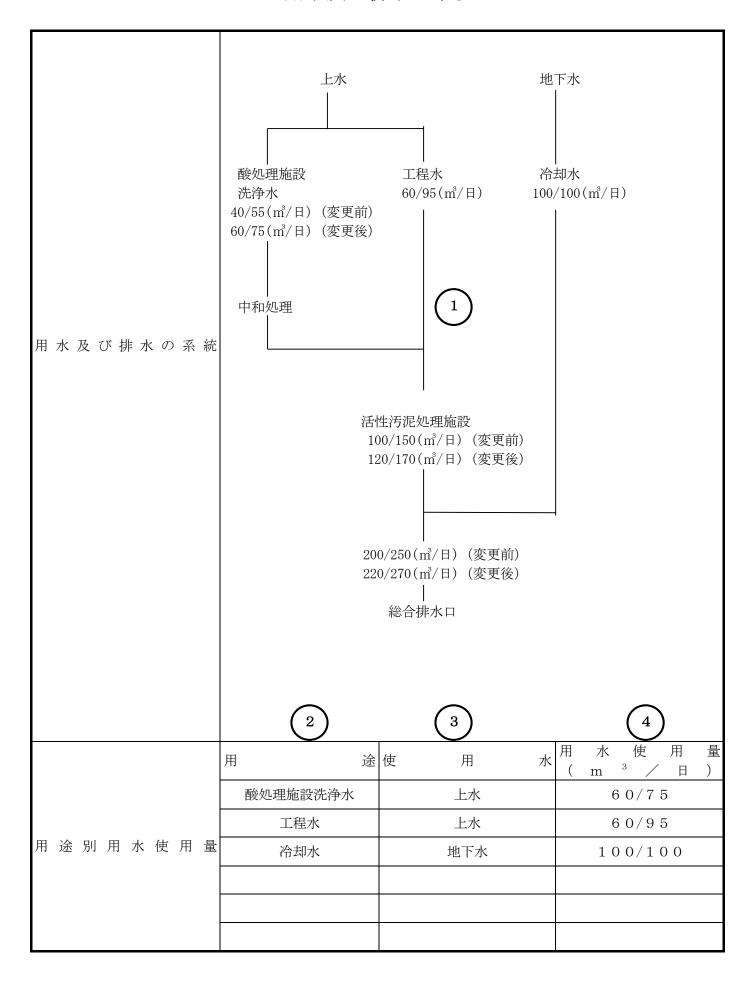
#### ③排出水の量

- ・各排水口ごとに排水量を記載する。
- ・実測データがない場合には、用水量等により記載する。

#### ④その他参考となるべき事項

- ・排出水の排出先には、( )内に河川等の名称を記載する。
- ・河川排出の場合には、最終の排出先として、河川名(1級河川又は2級河川)を記載する。
- ・側溝や小河川を経由して、海へ排出している場合には、「(側溝)を経て(駿河湾)海へ」のように記載する。
- ・直接、海又は湖に排出している場合には、「( )を経て(直接相模湾)海へ」のように 記載する。

## 用水及び排水の系統



## ◎ 記載上の注意事項(別紙5「用水及び排水の系統」)

#### ①用水及び排水の系統

・フロー図、事業場の配置図等で当該特定事業場の全ての用水(青色)及び排水(赤色)の系統を色別で記載する。

#### ②用途

・用水の使用用途を記載する(ボイラー水用水、原料用水、洗浄水、冷却水等)。

#### ③使用水

・用水の種類を記載する(上水道、工業用水、地下水、河川水、海水等)。

#### ④用水使用量

- ・使用する水の量を記載する。平均水量、最大水量のどちらかの記載で良いが、どちらかに統 一すること。
- ・用途別用水使用量と記載されている用水・排水量に整合性があるようにする。

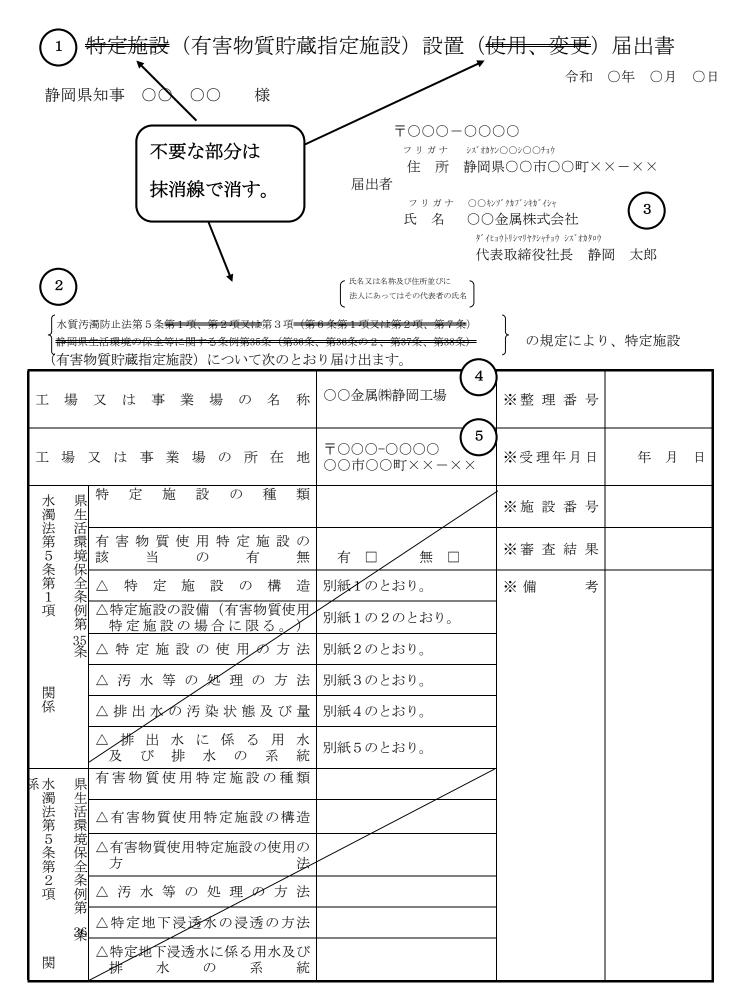
## 参考事項

	<b>※</b> 業	É 分 類 項	種 頁 目 名				>	<b>※</b> 糸	田乡	分类	須:	番号					
					全属部品 ()	オートバイ等)	扌	且当	当音	部言	果	係 名	製造	課工務何	係		
					<b>元/⊠11/11</b> (>	4 1 , 1 41)		フ	リ		ガ	ナ	シス゛オナ	<b>クロウ</b>			
	主	要	製	묘			1	王 爿	¥ 7	者耳	哉 .	氏 名	静岡	太郎			$\binom{2}{}$
								フ	リ		ガ	ナ	シス゛オナ	り タロウ			
(							4	会 害	防	i 止	管	理者	静岡	太郎			(3)
$\binom{4}{}$	) 従	湯又は 業	事業場員	易の数		330人		L場 電	·又 話		事業 番	基場の 号	00	O-O	00-0	0000	)
	資	本	:	金		25112百万円	-								0.00		
$\sqrt{5}$	,	質汚濁 る 初			平成 9年	5月 2日	7	本 衤	土官	電 言	話	番 号		-00	0-00		6
		竟マネ ステム導			無・宿	審査登録 機関	名:	日本	⋜環	境認	忍証	機構					
		社構築			,,, <u>,,,</u>	Δ 4 L±± 65	,	2001	<i>F</i>	4 A 🗆		. <sub></sub>	7	<u> </u>			J
		1				自社構築		2001	牛.	10月		1日 2	登録・	<b>構築</b>			
	既 届	百今 特	定施設 ・ 6			こよる表面処理施	設	1 亲	折設	į.							
	出	日				- 00 Ф <del>Д</del> С ш/С - 1/12	THX.	± /1.	7160	•							,
	#F a		水量 変更前			日変更後	220	/270	)	m³/	日					7	)
		) の 特定施	÷ru	$\overline{}$	要件			特定									
	規		号し	8)	A 11	規模		番		号			要作	<u> </u>		規模	į.
	模	1 Ø 2	(イ)	豚房	の総面積		m <sup>2</sup>	6	6	の	7			供 す る 面 積			$m^2$
	要	1 Ø 2	(口)	牛房	の総面積		m <sup>2</sup>	6	6	の	8		同上				m <sup>2</sup>
	件	1 Ø 2	(ハ)	馬房	の総面積		m²	6	8	の	2	病	床	数			床
	0	6 4	の 2	浄	水能力	m	3/目	6	9	の	3 1	水産売		係る 面 積			m²
	あ	6 6	O 4		の用に供するの総床面積		m²	7	0	<i>(</i> )	2			場の			m²
	る	C C	<i>•</i> •	п <i>Л</i>			2	7	_	<i></i>	0			面 <u>積</u> 七力			kg/時
	£	6 6	の 5		同上		m <sup>2</sup>	-	1	0)	3	火 格	子	面積			m <sup>2</sup>
	の	6 6	の 6		同上		m <sup>2</sup>	7	2				人	槽			人槽
(8		市町担置		所	属水域							下水区分		処 理 有 無	有	• 無	Ę.

<sup>※</sup> 業種欄は、日本標準産業分類(平成19年11月改訂版)による細分類番号、分類項目名を記入すること。

### ◎ 記載上の注意事項(別紙6「参考事項」)

- ①業種(分類項目名)及び細分類番号
  - ・日本標準産業分類による該当する分類項目と細分類番号が分からない場合は、業種について 記載する。
- ②担当部課係名及び担当者職氏名
  - ・届出に係る担当者(届出内容の問合せ先)について、所属、職及び氏名を記載する。
- ③公害防止管理者
  - ・選任している場合は記載する。
- ④工場又は事業場の従業員数
  - ・常時使用している従業員数 (パートを含む。) を記載する。
- ⑤水質汚濁防止法による初回届出
  - ・当該特定事業場の最初の届出(新設、政令追加)の受理年月日を記載する。
- ⑥本社電話番号
  - ・当該特定事業場と本社の所在地が別の場合に記載する。
- ⑦今回の届出の概要
  - ・今回の届出について、簡潔に記載する。
- ⑧規模要件のあるもの
  - ・該当する要件を持つ場合にその規模を記載する。
- ⑨市町担当記入欄
  - 「所属水域」、「下水道処理区分の有無」の欄は、市町の担当が記入する。



水濁汁	県生活	有害物質使用特定施設又は 有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 レ 有害物質貯蔵指定施設	9	
広第 5 8	<b>石環境</b> 促	△有害物質使用特定施設又は 有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙7のとおり。		
水濁法第5条第3項	県生活環境保全条例第	△有害物質使用特定施設又は有害物質 貯蔵指定施設の設備	別紙8のとおり。		
	第3条の	△有害物質使用特定施設又は有害 物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙9のとおり。		
関係	2	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙10のとおり。		

- 備考 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第1及び 静岡県生活環境保全等に関する条例施行規則別表第6に掲げる号(項)番号及び名称を記載すること。
  - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質 使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
  - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
  - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。 なお、可能な限り同一図面等の中に複数の記載を行うことで、図面等の数は必要最低限とすること。
  - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 6 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
  - ※記載上の注意事項①~⑧については本資料 5~7ページ「特定施設設置(使用、変更)届出書」 の記載例参照のこと。

## 有害物質使用特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) の構造

工場又は事業場に	化学工場のケース C-1	めっき工場のケース C-2
お け る 施 設 番 号 有害物質使用特定施設又は	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
有害物質貯蔵指定施設の別	D 日70.50 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以	P 日70.只以 概1日亿/地区
型 式	貯蔵タンク (〇〇社製△△)	貯蔵タンク (〇〇社製△△)
構造	ステンレス製(構造図は資料●の とおり)	ポリエチレン製 (構造図は資料●の とおり)
主 要 寸 法	直径1500mm×6000mm×2基	1000mm×1000mm×1500mm× 1基
能力	貯蔵量 各10000L	貯蔵量 1500L
配置	化学工場の屋外に設置 (配置は、資料●のとおり)	めっき工場の屋外に設置 (配置は、資料●のとおり)
床 面 及 び 周 囲	床面は厚さ100mmのコンクリートで、エポキシ樹脂で被覆 周囲には防液堤を設け、流出を防止(貯留量〇㎡)	床面は厚さ100mmのコンクリート 周囲には側溝を設け、流出を防止
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	令和 4年 8月 8日	令和 4年 8月 8日
工事完成予定年月日	令和 4年 8月15日	令和 4年 8月15日
使用開始予定年月日	令和 4年 8月16日	令和 4年 8月16日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

## <del>有害物質使用特定施設</del>(有害物質貯蔵指定施設)の設備

工場又は事業場における施設番号	C-1	C-2
有害物質使用特定施設又は 有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設備	地上配管、バルブ、フランジ	なし
構造	ステンレス製	配管については、 地下配管 (トレンチ) 地下配管 (埋設・2重管)
主 要 寸 法	地上配管 直径200mm×50m バルブ 2箇所 フランジ 3箇所	などのケースも考えられる。 トレンチ、2重管の場合は、 その構造についても記載す ること。
配置	化学工場の屋外から化学工場1階 (配置は、資料●のとおり)	
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	令和 4年 8月 8日	令和 4年 8月 8日
工事完成予定年月日	令和 4年 8月15日	令和 4年 8月15日
使用開始予定年月日	令和 4年 8月16日	令和 4年 8月16日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

## 有害物質使用特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) の使用の方法

工 場 又 は 事 業 場 にお け る 施 設 番 号	C — 1	C-2
有害物質使用特定施設又は 有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設 置 場 所	化学工場の屋外に設置 (配置は、資料●のとおり)	めっき工場の屋外に設置 (配置は、資料●のとおり)
操業の系統	〇〇反応施設にベンゼンを供給	廃液の貯蔵
使用時間間隔	1 週間に1回	1日に1回
1日当たりの使用時間	1 時間/日	10分/日
使用の季節的変動	なし	なし
原材料(消耗資材を含む。) の種類、使用方法及び1日当 たりの使用量 (有害物質使用特定施設の場 合に限る。)		
貯蔵する有害物質の種類 (有害物質貯蔵指定施設の場 合に限る。)		シアンを含む廃液(含有率〇~〇%)
その他参考となるべき事項		廃液は月〇回の頻度で、産廃として 処理を委託している。 (〇〇会社委託)

備考 有害物質貯蔵施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

## 用水及び排水の系統(搬入及び搬出の系統)

(化学工場の例) 搬入:タンクローリーから供給 1週間に1回、1時間 搬出:配管をとおり、特定施設である○○施設に供給 連続供給、1日1000L (めっき工場の例) 搬入:シアンを含む廃液を1日1回、〇〇を用いて施設に搬入 搬出:産業廃棄物処理業者が用意した容器にて搬出 施設において製造され、使用 され、若しくは処理される有 \*必要に応じ搬入及び搬出系統が分かる図面を添付する。 害物質に係る用水及び排水の 系統(有害物質使用特定施設 の場合に限る。) 又は貯蔵さ れる有害物質に係る搬入及び 搬出の系統(有害物質貯蔵指 定施設の場合に限る。) 用 水 使 用 用 途使 用 水 m <sup>3</sup> ) 日 用途別用水使用量

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。

### ◎ 記載上の注意事項(様式第1号(表面))

・前記届出と同様な記載をする。

### ◎ 記載上の注意事項(様式第1号(裏面))

- ・有害物質使用特定施設か有害物質貯蔵指定施設をレ点で記載する。
- ・△印の欄については、別紙に記載すると伴に、図面、表等を利用し分かりやすく記載する。

### ◎ 記載上の注意事項(別紙7「有害物質貯蔵指定施設の構造」)

- ・「床面及び周囲」欄は、床面の材質、厚さ、対浸(対薬品)性、防液堤等の状況を記載する。
- ・「配置」欄は、図面等に位置を明確に記載する。地下に設置されている場合、地下設置を記載する。

### ◎ 記載上の注意事項(別紙8「有害物質貯蔵指定施設の設備」)

- ・「設備」欄は、施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載する。
- 「構造」欄は、設備の材質を記載する。検知設備がある場合には記載する。
- ・「主要寸法」欄は、設備のうち主なものの寸法を記載する。
- ・「その他参考となるべき事項」欄は、有害物質を含む水が流れない場合、構造等に関する基準 が適用されないので、その旨を記載する。

## ◎ 記載上の注意事項(別紙9「有害物質貯蔵指定施設の使用の方法」)

・「使用時間間隔」「1日当たりの使用時間」当該施設へ有害物質等供給時の状況を記載する。

## ◎ 記載上の注意事項(別紙10「用水及び排水の系統(搬入及び搬出の系統」)

・「用途別用水使用量」欄は、有害物質貯蔵指定施設の場合、記載しない。

## ◎ 記載上の注意事項(その他添付資料)

・法14条第5項に規定されている定期点検の実施、記録と保存と関連する。省令第9条の2の2第2項に規定される「管理要領」等の添付が望ましい。

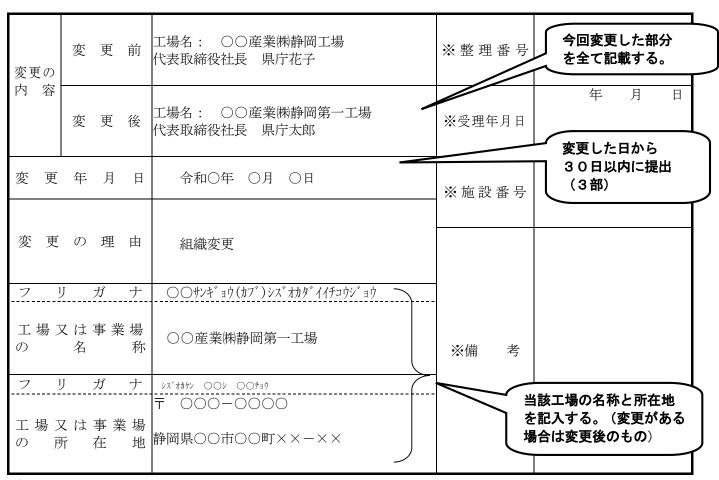
## 氏名等変更届出書

令和 ○年 ○月 ○日

静岡県知事 〇〇 〇〇 様 ○○市<del>町</del>長 △△ ×× 様 ₹ 000-000 フリガナ シズオケン ○○シ ×× 住 所 静岡県〇〇市××-×× 届出者 ○○サンギョウカブシキガイシャ フリガナ 氏 名 〇〇産業株式会社 氏名又は名称及び住所並びに法 人にあつてはその代表者の氏名 代表取締役社長 県庁 太郎 不要な部分は 氏名(名称、<del>住所</del>、<del>所在地</del>)に変更があったので、 抹消線で消す。 <del>大気汚染防止法第11条(第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36</del> 水質汚濁防止法第10条 騒音規制法第10条 振動規制法第10条

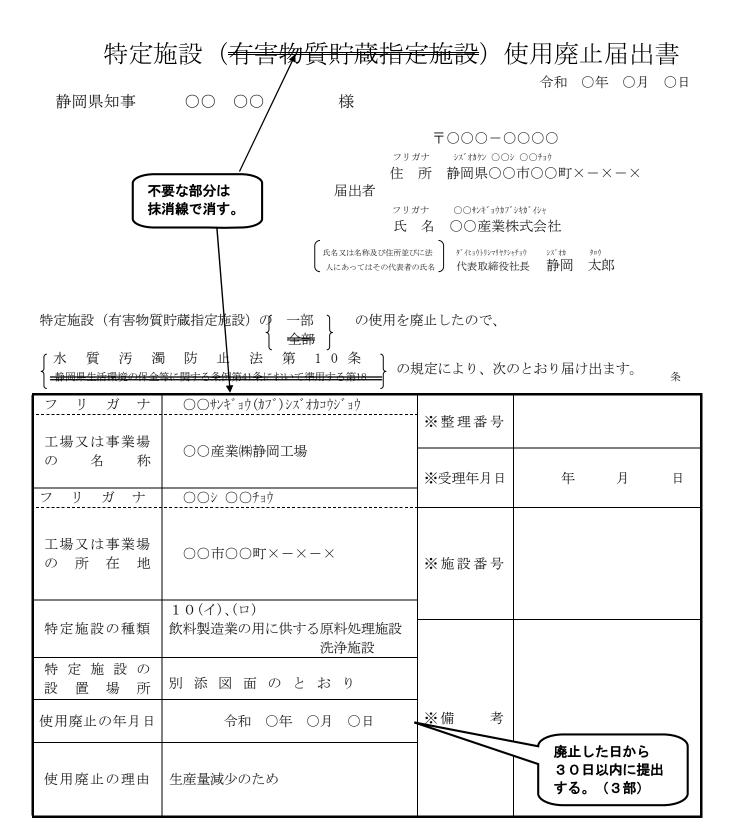
の規定により、次のとおり届け出ます。

キシン類対策特別措置法第18条 生活環境の保全等に関す



1 ※印の欄には記入しないこと。

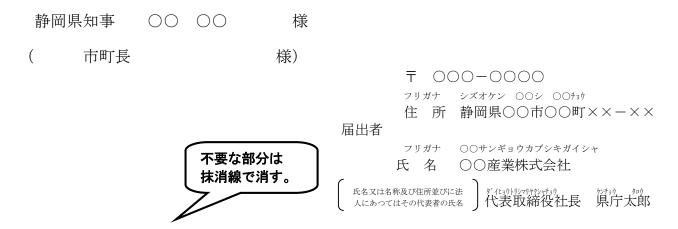
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。



- 備考 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあつた施設の使用廃止の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。
  - 2 ※印の欄に記入しないこと。
  - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

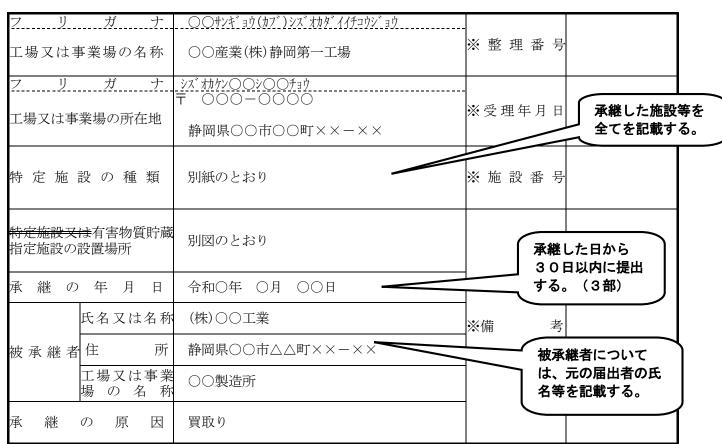
## 承継 届 出 書

令和 ○年 ○月 ○日



特定施設(有害物質貯蔵指定施設) に係る届出者の地位を承継したので、





備考 1 ※印の欄には記入しないこと。

<sup>2</sup> 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

### ◎ 記載上の注意事項(氏名等変更届出書)

届出が必要な場合

- ・工場又は事業場の名称、所在地が変更になった場合
- ・氏名又は名称、住所が変更になった場合
- ・法人の代表者が変更になった場合

※代表者から届出手続きを委任された工場長等の代理者が変更になった場合、届出不要である。

### ◎ 記載上の注意事項(使用廃止届出書)

届出が必要な場合

- ・特定施設が廃止(全部又は一部)になった場合
- ・特定施設番号72の「し尿処理施設」を設置している特定事業場が公共下水道に接続した場合

### ◎ 記載上の注意事項(承継届出書)

特定施設の届出者の地位を承継した場合

- ・特定施設を譲り受けた者
- ・特定施設を借り受けた者
- 特定施設の届出をしている者(個人)について、相続が生じた場合の相続人
- ・特定施設の届出をしている法人が合併した場合、合併により設立した法人又は合併後存続した法人
- ・特定施設の届出をしている法人が分割した場合、分割により当該特定施設を承継した者

#### 重要事項

「参考事項」(特定施設設置届出書の様式) の添付必要

特定施設の承継により、当該特定事業場の連絡先、担当者等が変更となるため、それらの状況を把握するために添付する。

### 3 提出・問合せ先

※静岡市、浜松市、沼津市、富士市内の施設に係る手続については、各市に問合せ。

#### (1) 提出先

・電子媒体:『ふじのくに電子申請サービス』によるオンライン提出(推奨)

・紙媒体 : 特定工場等の所在地の市町環境保全担当課へ提出

### (2) 届出に関する問合せ先

東部健康福祉センター生活環境課

TEL: 055-920-2135

メールアドレス: kftoubu-yakukan@pref. shizuoka. lg. jp

管轄市町:熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、

清水町、長泉町、小山町、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町

中部健康福祉センター環境課

TEL: 054-644-9268

メールアドレス: kfchuubu-kan@pref. shizuoka. lg. jp

管轄市町:島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町

西部健康福祉センター環境課

TEL: 0538-37-2250

メールアドレス: kfseibu-kankyou@pref. shizuoka. lg. jp

管轄市町:磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町